

公害防止協定書第4条に基づく測定結果の公表

1 排ガス中のばい煙量、ばい煙濃度の測定（酸素12%換算値）

		基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1号系	ばいじん	0.01 以下	g/m ³ N	—												—
	塩化水素	25 以下	ppm	—												—
	硫黄酸化物	20 以下	ppm	—												—
	窒素酸化物	50 以下	ppm	—												—
	一酸化炭素	30 以下	ppm	—												—
	ダイオキシン類	0.05 以下	ng-TEQ/m ³ N	—												—
	水銀	50以下	μg/Nm ³	—												—
2号系	ばいじん	0.01 以下	g/m ³ N	0.001 未満												0.001 未満
	塩化水素	25 以下	ppm	6.0												6.0
	硫黄酸化物	20 以下	ppm	1.0 未満												1.0 未満
	窒素酸化物	50 以下	ppm	14.0												14.0
	一酸化炭素	30 以下	ppm	—												—
	ダイオキシン類	0.05 以下	ng-TEQ/m ³ N	—												—
	水銀	50以下	μg/Nm ³	2.7												2.7
3号系	ばいじん	0.01 以下	g/m ³ N	0.001 未満												0.001 未満
	塩化水素	25 以下	ppm	11.0												11.0
	硫黄酸化物	20 以下	ppm	1.0 未満												1.0 未満
	窒素酸化物	50 以下	ppm	21.0												21.0
	一酸化炭素	30 以下	ppm	—												—
	ダイオキシン類	0.05 以下	ng-TEQ/m ³ N	—												—
	水銀	50以下	μg/Nm ³	2.8												2.8

備考： 定量下限値未満の取扱いについては、定量下限値として算出を行う。理由としては、定量下限値を用いることで真の平均値が証明する数値を超えないため。

3 振動測定

昼間 午前8:00～午後7:00 (年2回実施)

測定位置	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
測定日	—	—	—												—
No.1	60以下	db	—												—
No.2			—												—
No.3			—												—
No.4			—												—

備考： 定量下限値未満の取扱いについては、定量下限値として算出を行う。理由としては、定量下限値を用いることで真の平均値が証明する数値を超えないため。

夜間 午後7:00～午前8:00 (年2回実施)

測定位置	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
測定日	—	—	—												—
No.1	55以下	db	—												—
No.2			—												—
No.3			—												—
No.4			—												—

備考： 定量下限値未満の取扱いについては、定量下限値として算出を行う。理由としては、定量下限値を用いることで真の平均値が証明する数値を超えないため。

4 臭気測定 (年2回実施)

測定位置	基準値	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
測定日	—	—	—												—
No.1	臭気指数 13以下	—	—												—
No.2			—												—
No.3			—												—
No.4			—												—

備考： 定量下限値未満の取扱いについては、定量下限値として算出を行う。理由としては、定量下限値を用いることで真の平均値が証明する数値を超えないため。